

第三次甲府市環境基本計画 骨子（案）

※本計画の構成や内容については、施策の展開方向などを検討する中で、柔軟に見直しを行っていきます。

1 計画書の構成

総論	第1章 基本的事項
	1 計画策定の背景
	2 計画の目的
	3 計画の役割と位置づけ
	4 環境基本計画と SDGs
	5 計画の範囲と期間
	第2章 目指す環境像と基本目標
	1 目指すべき環境像
	2 基本目標・施策の体系
各論	第3章 施策の推進
	1 基本目標 1 自然と共生するまち
	2 基本目標 2 安心して快適に暮らせるまち
	3 基本目標 3 持続可能な脱炭素社会を目指すまち
	4 基本目標 4 積極的に資源循環を推進するまち
	5 基本目標 5 地域の未来のために協働するまち
体制	第4章 推進体制
	1 計画の推進体制
	2 計画の進行管理
	3 数値目標による評価
資料編	資料編
	1 甲府市環境基本条例
	2 第三次甲府市環境基本計画策定の経緯
	3 甲府市環境審議会委員名簿
	4 環境に係わる近年の動向
	5 甲府市の現況
	6 市民・事業者向けアンケート調査結果
	7 現行計画の評価結果
	8 環境用語集

2 計画書の基本的事項

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、「甲府市環境基本条例」に基づき、平成15年3月に「甲府市環境基本計画」、平成25年3月に「第二次甲府市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、環境保全の取組を推進してまいりました。

前計画策定以降、SDGs や地球温暖化対策の新たな枠組みとなるパリ協定の採択、国内においては第五次環境基本計画の策定、脱炭素社会、循環型社会に向けた新たな取組など、環境を取り巻く情勢は大きく変化しております。

こうした中、前計画の計画期間が満了となることから、新たに「第三次甲府市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定致します。

2 計画の目的

本計画は「甲府市環境基本条例」第3条に掲げられている基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、計画的に施策を推進することで、安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の確保に寄与することを目的としております。

また、市民・事業者・行政それぞれの主体が環境の保全と創造に取り組んでいくための指針となるものです。

3 計画の役割と位置づけ

本計画は、甲府市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものであり、環境施策を推進する上で最も基本となる計画です。

また、市政運営の指針として策定された「第六次甲府市総合計画」の環境施策を実現するための計画として位置づけられており、様々な計画と連携しながら総合的、横断的に取組を推進していきます。

4 環境基本計画と SDGs

2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」であるSDGsは、令和12（2030）年までに達成すべき17の目標と、それに紐づけられた169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として示されました。

本計画にSDGsの理念や考え方を積極的に取り入れるとともに、環境施策を推進するこ

とで、SDGs の目標達成に向けて貢献していきます。

5 計画の対象範囲と期間

本計画の施策を実施する対象範囲は、甲府市全域とします。なお、市域を超えて広域的な対応が必要な場合は、地域循環共生圏の考え方を踏まえ、「やまなし県央連携中枢都市圏」をはじめ、国や県などと連携・協力し、取り組んでまいります。

なお、計画期間は、SDGs の達成目標が令和 12 年（2030 年）までとなっており、その目標達成の状況等を評価・検証することを考慮して、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間といたします。

第 2 章 目指すべき環境像と基本目標

1 目指すべき環境像

「人と自然が調和するまち こうふ ～循環共生型社会の実現～」

前計画では、「恵まれた動植物の宝庫ある自然を守り、潤いある憩いのまちとして、現在及び将来世代にわたり人々がやすらぎの中で生活がおくれる甲府市」を目指すため、目指すべき環境像を甲府市の歴史の象徴である「風・林・火・山」になぞらえて、『さわやかな風 鳥さえずる林 まちの灯 見おろす山々 明日に伝え ともに生きるまち甲府』と定め、その実現に向けて取組を推進してまいりました。

前計画策定後の社会情勢の変化をみると、2015 年 9 月の国連サミットで採択された世界共通の目標である SDGs では、地球規模の取組として持続可能な開発目標を実施するための行動を起こす必要があり、それらの目標を「環境・社会・経済」の 3 側面が連動しながらパートナーシップで進めることが求められています。また、国の第五次環境基本計画においても、SDGs の考え方も活用し、環境保全と地域の資源を持続可能な形で賢く活用することのバランスをとりながら、持続可能な社会の実現に向けて循環共生型社会の構築を目指すことが定められました。本市においても令和 4 年 3 月に策定した甲府市 SDGs 推進ビジョンで「脱炭素社会への移行」「循環経済への移行」「分散型社会への移行」に向け、市民の活動と環境が調和し、一人ひとりがライフスタイルを変革できる社会にリデザイン（再設計）していくこととしております。

また、気候変動問題やプラスチックごみ問題等に対する危機感が世界的に高まっており、国際的な潮流として温暖化対策や社会構造の考え方を大きく転換する必要性に迫られています。国では令和 2 年にカーボンニュートラル宣言を行い、本市においても、令和 3 年 2 月に山梨県と県内全市町村とともにゼロカーボンシティを目指すことを表明し、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの活用やごみの削減・資源化等に一層注力していく必要があります。

本市の地域特性をみると、中核市でありながら森林面積が64%を占め、豊かな自然を有しており、昇仙峡や武田氏館跡周辺など、市内各地に原生林や希少植物等があるほか、令和元年度には金峰山などの山々が「甲武信ユネスコエコパーク」に認定されるなど、生態系の保全と持続可能な利活用が期待されています。一方で、山梨県における重要な都市機能と交通拠点の役割を担っており、将来的にはリニア中央新幹線が開通するなど、更なる産業の活性化と暮らしやすさの向上が期待されています。また、市内の事業者や団体では、SDGs や脱炭素に高い関心を持ち、積極的な取り組みが行われ、大学や山梨県企業局、民間企業等では、官民連携により、水素等を含む次世代エネルギーの開発が進んでいることも本市の重要なポテンシャルであると言えます。このように、豊かな自然と多様な都市機能の両面を有している本市の強みを生かしつつ、今後は都市部と農山村部が共生しながら、クリーンエネルギーの普及促進による未来に向けた環境都市を、様々な主体が一丸となって創造していくべきであると考えます。

これらのことから、新計画では、前計画の目指すべき環境像の主旨を踏襲しつつ、近年の社会情勢の変化や甲府市の地域特性等を踏まえて、「目指すべき環境像」を『**人と自然が調和するまち こうふ ～循環共生型社会の実現～**』と定めて、本市の豊かな自然と調和しながら、甲府市の地域特性に即した、持続可能な循環共生型社会の実現を目指していきます。

2 基本目標・施策の体系

基本目標 1 自然と共生するまち

本市では、豊富な自然環境により多様な動植物が生息しているほか、富士川水系の荒川が南北に流れるなど、豊かな水環境を形成しており、自然環境の保全に向けた施策を展開することで、美しい自然や多様な生態系を次世代に引き継ぐため、取組を推進してきました。

今後も、豊かな自然環境や水の循環を守り、生物多様性に配慮した適正な利用施策を講じることにより貴重な財産である自然を保全していくとともに、『地域循環共生圏（ローカル SDGs）』の実現に向けて、環境保全とのバランスをとりながら、地域の資源を賢く活用することにも取り組んでいく必要があります。また、相次ぐ自然災害の増加や災害に強いまちづくりのためには、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進や、自然環境が有する多様な機能をまちづくりに活用するグリーンインフラ*の実施など、災害リスクの低減に寄与する取り組みが求められています。

本計画では、みどり豊かな自然環境の構築や生態系の保全を引き続き推進していくとともに、自然の有効活用や、自然環境のもつ防災・減災機能に着目したレジリエンス*（強靱性）の向上にも取り組んでまいります。

基本目標 2 安心して快適に暮らせるまち

本市では、甲府市環境保全条例を始め、各種法令に基づき大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害防止や地域美化の促進を図るために廃棄物の不法投棄、廃棄物対策などに取り組んできました。

今後も、生活環境の改善に努め、澄んだ空気、清らかな水の循環、騒音・振動のない快適な環境が、将来にわたって持続するまちを実現できるよう、安心して快適に暮らせるまちづくりに向けた取組を推進していく必要があります。

本計画では、きれいな水、さわやかな空気など、良好な生活環境を保全していくために、引き続き適切な管理と快適環境の構築を推進してまいります。

基本目標 3 持続可能な脱炭素社会を目指すまち（変更）

本市では、2012（H24）年3月に「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、低炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、行政等の多様な主体の参加・連携のもと、地球温暖化対策に取り組んできました。

しかし、地球温暖化対策に向けた世界的な危機意識の高まり、SDGsの達成に向けた持続可能な開発目標への貢献、国のカーボンニュートラル宣言等を踏まえて、本市においても低炭素社会から脱炭素社会の実現に向けた取組にシフトし、これまで以上に積極的な施策を展開していく必要があります。また、本市においては2021年2月に山梨県及び県内全市町村とともに2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を表明しており、本市及び市内の脱炭素化に向けて具体的な取組を推進していく必要があります。

本計画では、脱炭素社会を実現するために、市民、事業者、行政が一体となって、再生可能エネルギーの創造（創エネ）や調達、徹底した省エネルギー化（省エネ）等の取組みを強力に推進していくことで、脱炭素のまちづくりを目指します。

基本目標 4 積極的に資源循環を推進するまち（変更）

本市では、かねてよりミックスペーパーの分別回収や指定ごみ袋制度の導入など、様々な取組を講じることにより、ごみ減量と再資源化を推進するとともに、生ごみ処理機器の購入補助や資源物ステーションの設置、食品ロス削減マッチングサービス「甲府タベスケ」の導入など、循環型社会の構築に向けた施策を積極的に推進してきました。

今後は、持続可能な社会の実現やプラスチックごみ問題等の新たな課題に対応するため、従来の大量生産、大量廃棄というリニアエコノミー*（線型経済）から、資源を循環させるサーキュラーエコノミー*（循環経済）へ移行する必要があります。

本計画では、循環型社会の実現に向けた取組をより一層強化していくとともに、限りある資源を繰り返し、効率的に利用することで、廃棄物を最小限に抑え、新しい資源の利用も最小限に抑える資源循環の仕組みづくりを目指してまいります。

基本目標 5 地域の未来のために協働するまち（変更）

本市では、環境教育を推進するため、情報提供や環境学習の機会を拡充し、市民一人ひとりが環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動し、環境対策の活動が活発になるよう取組を進めてまいりました。

美しい甲府市の環境を将来の子どもたちに引き継いでいくために、これまでの環境教育の推進だけでなく、市民や事業者等が地域の未来を担う当事者として、誰もが環境に高い関心を持つことができるよう、未来志向での環境への意識醸成や担い手の育成を図っていく必要があります。また、SDGs の考え方を踏襲し、多様な主体とのパートナーシップによる長期的な視点を持った具体的な取組を推進していくことが重要となります。

本計画では、市民、事業者、行政等の多様な主体が担い手となり、連携して環境に係る普及啓発や環境学習の機会の提供などを行うとともに、幅広いステークホルダー*が協働しながら具体的な環境対策に向けた活動を推進してまいります。

第3章 施策の推進

＜基本目標ごとの個別の施策、指標などを掲載＞

＜施策体系の新旧対照＞

第三次甲府市環境基本計画

〔目指すべき環境像〕「人と自然が調和するまち こうふ ～循環共生型社会の実現～」

前計画	新計画策定方針	新計画
I 自然と共生するまちづくり 1-1 生物の多様性や自然環境を保全する 1-2 水環境を保全する 1-3 緑を保全する II 快適環境のまちづくり 2-1 大気汚染を防止する 2-2 水質汚濁を防止する 2-3 土壌・地下水汚染を防止する 2-4 騒音・振動・悪臭の発生を防止する 2-5 化学物質による汚染を防止する 2-6 快適環境を保全する 2-7 地域美化の促進 2-8 資源物等の持ち去りを防止する III 低炭素のまちづくり 3-1 再生可能なエネルギーを推進する 3-2 クリーンエネルギー自動車の普及を推進する 3-3 低炭素型ライフスタイルへの転換を推進する 3-4 低炭素型移動手段への転換を推進する IV 循環型のまちづくり 4-1 3 Rの実施を推進する 4-2 持続可能な農業を推進する V 環境教育を推進するまちづくり 5-1 イベントの開催や人材育成を推進する 5-2 学習の場づくりを推進する 5-3 自然とのふれあいの場づくりを推進する 5-4 市民参加を推進する	＜ポイント＞ 【新計画の方向性】 ①ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの強化（低炭素から脱炭素へ取組強化） ②環境保全とのバランスをとりながら、地域の資源を持続可能な形で賢く活用（ローカルSDGs） ③環境・社会・経済の統合的向上（SDGs） ④市民、企業等による環境活動の一層の推進（パートナーシップによる目標の達成） 【その他】 ・類似するカテゴリを統合する（汚染防止、地球温暖化対策、環境意識など）	I 自然と共生するまち 1-1 多様な生態系の保全 1-2 自然環境の保全 1-3 自然環境を活用した防災・減災（新設予定） II 安心して快適に暮らせるまち 2-1 良質な大気・水・土壌の保全 2-2 快適な生活環境の確保 III 持続可能な脱炭素社会を目指すまち（変更） 3-1 気候変動への適応 3-2 地球温暖化対策の推進 IV 積極的に資源循環を推進するまち（変更） 4-1 3 Rの推進 4-2 廃棄物の適正処理の推進 4-3 食品ロス削減の推進 V 地域の未来のために協働するまち（変更） 5-1 環境意識の醸成 5-2 協働による環境活動の推進（新設予定）

第4章 推進体制

1 計画の推進体制

計画の推進に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえ、自主的に取組を推進するとともに、相互に連携・協力していくことで、計画に掲げた目標の実現を目指します。

○甲府市環境審議会

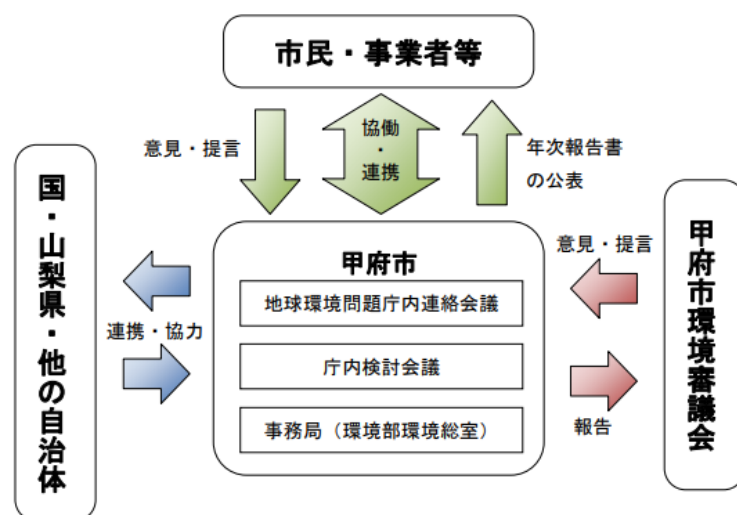
市民及び環境に関し知識経験を有する者で構成される「甲府市環境審議会」にて、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査、審議し、施策を総合的、計画的に推進します。

○地球環境問題庁内連絡会議

本計画に掲げた施策の効果的、効率的な推進及び調整を図るため、庁内の横断的な組織として「地球環境問題庁内連絡会議」を設置し、取組を進めます

○市民・事業者

本計画の推進には、市民・事業者との協力、連携が必要不可欠であるため、地球温暖化問題や海洋汚染問題など環境問題の実態、リサイクルや分別などの資源循環など、環境に関する情報提供、普及啓発を行うことで、環境に対する意識の醸成を図り、環境に配慮した行動を行います。



2 計画の進行管理

施策の進捗状況は、条例第9条に基づき、点検・評価を毎年度行うとともに、その結果を「年次報告書」としてまとめ、公表します。

環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方にに基づき進行管理を行うとともに継続的改善を図る。また、市民、事業者、市などすべての主体のパートナーシップによって計画を推進します。

3 数値目標による評価

計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの PDCA サイクルの考え方に基づき、定量的または定性的に評価を実施します。

また、各年度における取組状況等はできる限り詳細に報告し、次年度の取組内容等に反映します。

資料編

- 1 甲府市環境基本条例
- 2 第三次甲府市環境基本計画策定の経緯
- 3 甲府市環境審議会委員名簿
- 4 環境に係わる近年の動向
- 5 甲府市の現況
- 6 市民・事業者向けアンケート調査結果
- 7 現行計画の評価結果
- 8 環境用語集

文中に出てくる環境用語やキーワードに（＊）印をつけ、説明文を掲載する。